

① 70歳未満の限度額適用認定証の区分表

2025（令和7）年4月現在

所得区分		認定証名	限度額 （3回目まで）	限度額 （4回目以降）
標準報酬月額83万円以上 報酬月額81万円以上	区分ア	限度額適用認定証	252,600円＋（治療費10割－842,000円）×1％	140,100円
標準報酬月額53万～79万円 報酬月額51万5000円以上～ 81万円未満	区分イ	限度額適用認定証	167,400円＋（治療費10割－558,000円）×1％	93,000円
標準報酬月額28万～50万円 報酬月額27万円以上～ 51万5000円未満	区分ウ	限度額適用認定証	80,100円＋（治療費10割－267,000円）×1％	44,400円
標準報酬月額26万円以下 報酬月額27万円未満	区分エ	限度額適用認定証	57,600円	44,400円
被保険者が住民税の 非課税者等	区分オ	限度額適用・ 標準負担額減額認定証	35,400円	24,600円

注：後期高齢者医療を除く。

② 75歳未満の限度額適用・標準負担額減額認定証 早見表

2025（令和7）年4月現在

年齢	所得	適用区分	医療機関への提示	食事療養費	申請の可否
75歳未満 70歳以上	住民税課税	現役並み3	高齢受給者証のみ	510円	不要
	住民税課税	現役並み2	限度額適用認定証、高齢受給者証	510円	
	住民税課税	現役並み1	限度額適用認定証、高齢受給者証	510円	
	住民税課税	一般	高齢受給者証のみ	510円	不要
	住民税非課税	低所得者2	限度額適用・標準負担額減額認定証、 高齢受給者証	240円 190円（長期入院該当）	
	住民税非課税	低所得者1	限度額適用・標準負担額減額認定証、 高齢受給者証	110円	
70歳未満	住民税課税	ア・イ・ウ・エ	限度額適用認定証	510円	
	住民税非課税	オ	限度額適用・標準負担額減額認定証	240円 190円（長期入院該当）	

注：後期高齢者医療を除く。

③ 後期高齢者医療制度

75歳以上（65歳以上で申請し一定の障害があると認定された人）の限度額や食事療養費

2025（令和7）年4月現在

負担	所得区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	入院食事代（1食）
3割	現役並み所得3 課税所得690万円以上	252,600円＋（10割分の医療費－842,000円）×1％ 過去12か月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、 4回目以降は140,100円		510円
	現役並み所得2 課税所得380万円以上	167,400円＋（10割分の医療費－558,000円）×1％ 過去12か月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、 4回目以降は93,000円		510円
	現役並み所得1 課税所得145万円以上	80,100円＋（10割分の医療費－267,000円）×1％ 過去12か月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、 4回目以降は44,400円		510円
2割	一般2	6,000円＋（10割分の医療費－30,000円）×10％または18,000円のいずれか低い方（年間上限144,000円）	57,600円 過去12か月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円	510円
1割	一般1	18,000円 1年間（8月～翌年7月）の 上限額は144,000円	57,600円 過去12か月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円	510円
	住民税非課税等で区分2	8,000円	24,600円	240円 190円（長期入院該当）
	住民税非課税等で区分1	8,000円	15,000円	110円